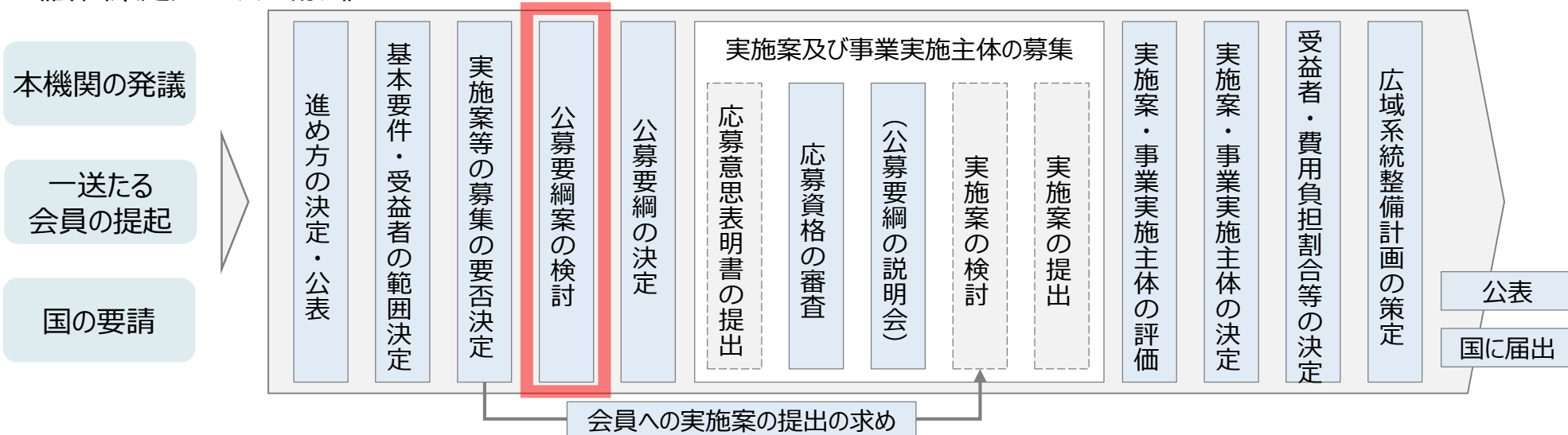


東地域及び中西地域の広域連系系統に係る 計画策定プロセス － 実施案及び事業実施主体の募集の進め方 －

2024年 5月 8日
広域系統整備委員会事務局

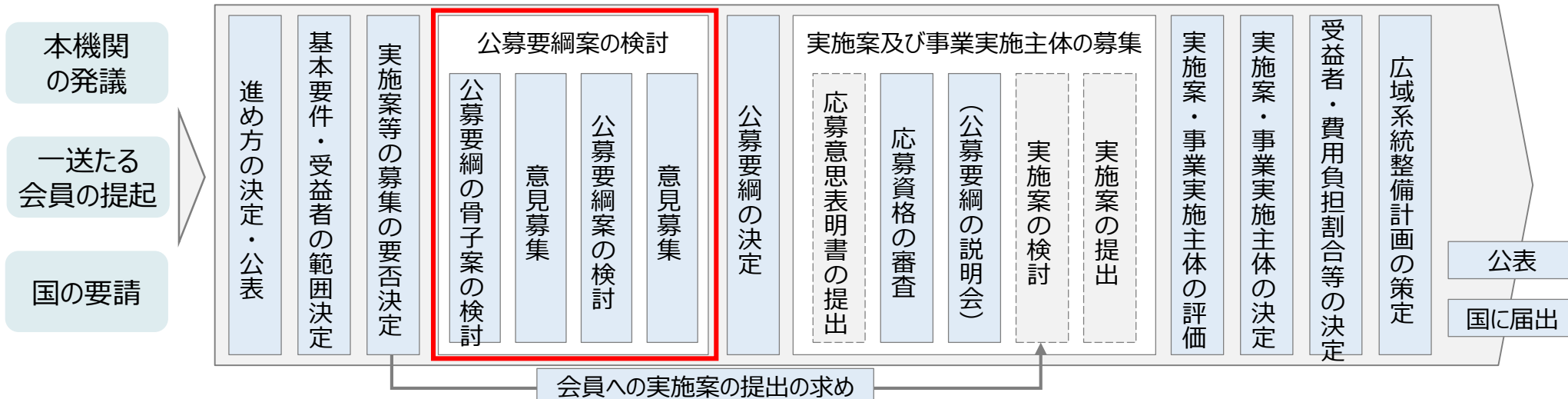
- 北海道本州間連系設備（日本海ルート）及び中国九州間連系設備の基本要件及び受益者の範囲については、第77回本委員会（24/3/25）にてご議論いただいた上で、4月3日に決定・公表した。
- あわせて、これら連系設備の整備については、どちらも新設工事が大部分であり、実施案及び事業実施主体の選定の公平性・透明性を確保する観点等から、業務規程第56条の2の規定に基づき、実施案及び事業実施主体を募集することとした。
- 本日は、これら連系設備に係る実施案及び事業実施主体の募集に向けた今後の進め方についてご確認いただきたい。

《計画策定プロセスの流れ》



- 北海道本州間連系設備（日本海ルート）については、国内では過去に類を見ない長距離海底ケーブルの敷設を含む、大規模かつ巨額のプロジェクトである。このため、今後の実施案等の募集に際しては、国が行う追加の海域調査や、資金調達・回収に関する課題整理等も勘案した対応が必要になると考えられる。
- こうした状況も踏まえ、実施案等の募集に際しては、これまで以上により丁寧な対応を行う観点から、公募要綱案について検討する前に、まずはその骨子について検討・意見募集を行った上で、いただいた意見も踏まえつつ公募要綱案について検討することとしてはどうか。
- なお、意見募集を踏まえた対応に際しては、資金調達・回収に関する制度面等について、国の見解が必要となることも考えられることから、資源エネルギー庁とも連携して対応していくこととしたい。

《計画策定プロセスの流れ》

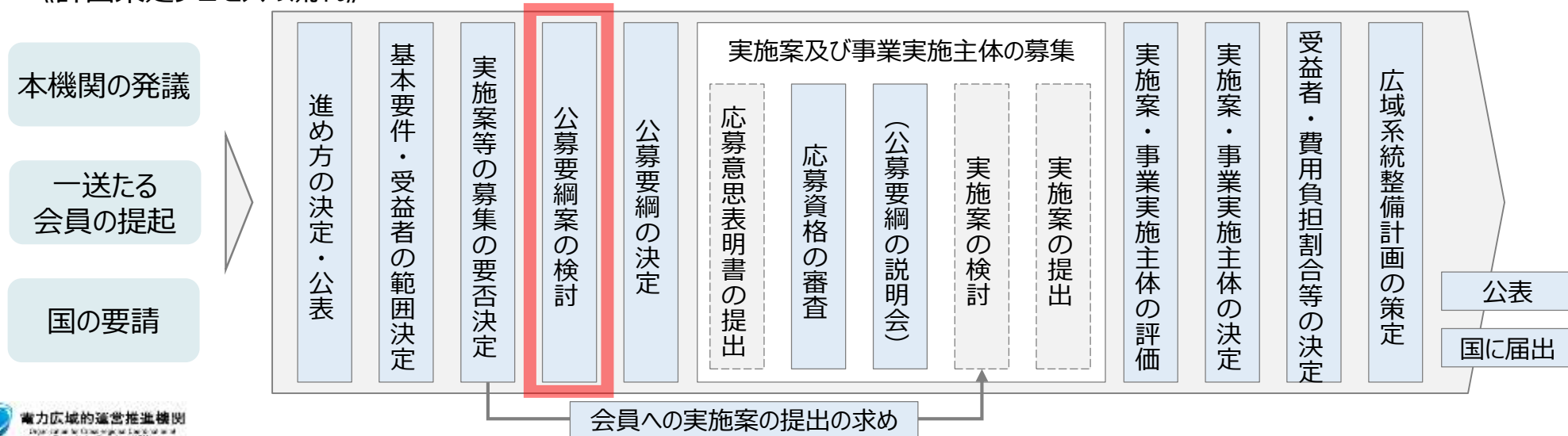


- 中国九州間連系設備については、引き続き、工事費等を精査しつつ、将来的な再エネ導入拡大の見込みや電力のレジリエンス強化の観点のほか、社会的ニーズを加味し、可能な限り早期に増強し、電気の広域的な運用につなげていく方向性が国※にて示されている。こうした方向性を受け、本機関は広域系統整備の基本要件を決定するとともに、実施案及び事業実施主体の募集を行うことを決定した。

※第70回電力ガス・基本政策小委員会（2024年2月27日）及び第60回再生可能エネルギー・大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（2024年3月7日）

- 本連系設備は、関西四国間連系設備（阿南紀北）等の既存の連系設備と海底ケーブルの巨長や敷設水深等が同程度の規模であり、今後の実施案等の募集に際しては、既存技術や事業者のこれまでの知見で十分に対応可能であると見込まれることから、これまでどおり公募要綱案について検討の上、会員の意見を聴取するため意見募集を行うこととしたい。

《計画策定プロセスの流れ》



(実施案等の募集の可否の決定)

第56条の2 本機関は、広域系統整備の基本要件を決定する際に、設備形成に係る委員会の意見を踏まえ、実施案及び事業実施主体の募集を行うか否かを決定する。

(実施案等の募集の実施)

第56条の3 本機関は、前条の規定により実施案及び事業実施主体の募集を行うと決定した場合には、次の各号に掲げる手順にしたがって、実施案及び事業実施主体の募集を行う。

一 実施案募集の公表

本機関は、実施案の募集を決定したことを公表する。

二 公募要綱の策定・公表

本機関は、第56条の規定により決定した広域系統整備の基本要件を踏まえ、応募資格、必要な増強容量、広域系統整備が必要となる時期、広域系統整備の方策、実施案の提出期限、実施案及び事業実施主体の選定スケジュール、実施案及び事業実施主体の評価方法、実施案の記載事項その他必要な事項を定めた公募要綱を策定し、公表する。なお、本機関は、公募要綱の策定に当たっては、必要に応じ会員の意見を聴取するとともに、公表する内容を検討するものとする。

三 応募意思の確認

本機関は、実施案の応募の意思を有する事業者から応募意思を表明する文書の提出を受ける。

四 応募資格の審査

本機関は、前号の規定により応募意思を表明した事業者について、送配電等業務指針に定める応募資格者に該当することその他の公募要綱で定める応募資格を満たす事業者（以下「有資格事業者」という。）であることを確認する。

五 説明会の開催

本機関は、必要に応じ、有資格事業者を対象とした公募要綱の説明会を開催する。

六 応募に必要な情報の提供

本機関は、有資格事業者から、実施案の作成のために情報の提供の依頼があった場合には、本機関が実施案の作成のために必要であると認める範囲において、関係する電気供給事業者から情報の提出を受け、当該有資格事業者に当該情報を提供する。この場合には、本機関は、有資格事業者に対して、開示した情報に関する守秘義務を課し、目的外利用を禁止するため、別途誓約書の提出を求めるものとする。

七 実施案の受領

本機関は、第2号の公募要綱に記載した提出期限までに有資格事業者から実施案の提出を受ける。